

議員提出議案第1号

桑名市議会会議規則の一部改正について

標記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び桑名市議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和3年3月23日 提出

提出者	桑名市議会議員	辻 内 裕 也
賛成者	同	渡 邊 清 司
	同	満 仲 正 次
	同	松 田 正 美
	同	伊 藤 研 司
	同	石 田 正 子
	同	畑 紀 子

桑名市議会会議規則の一部を改正する規則

桑名市議会会議規則（平成16年桑名市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条に次の1項を加える。

2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第50条第1項中「起立」の次に「又は挙手を」を加える。

第82条中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条に次の1項を加える。

2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

第121条の見出し中「起立」の次に「又は挙手」を加え、同条第1項中「起立させ、起立者」を「起立又は挙手をさせ、起立者又は挙手者」に改め、同条第2項中「起立者」の次に「又は挙手者」を加える。

第126条中「起立」の次に「又は挙手」を加える。

第128条第1項中「、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印」を「及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印」に改め、同条中第3項を第4項とし、同条第2項中「請願」を「前2項の請願」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

第128条に次の1項を加える。

5 請願者が請願書（会議の議題となったものを除く。）を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

参 考

(改正のあらまし)

本会議及び委員会の欠席事由を明確にするほか、請願書の提出に当たり請願者の押印を不要とするため等、所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

改正前	改正後
<p>(第2条) (欠席の届出) 第2条 議員は、<u>事故</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>(第50条) (発言の許可) 第50条 議員が発言しようとするときは、起立_____して「議長」と呼び、自己の番号を告げ、議長の許可を得なければならない。 2 (略)</p> <p>(第82条) (欠席の届出) 第82条 委員は、<u>事故</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p>(第121条) (起立_____による表決) 第121条 委員長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を<u>起立させ</u>、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。 2 委員長が起立者_____の多少を認定し難いとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。</p> <p>(第126条) (簡易表決)</p>	<p><u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由</u></p> <p><u>2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p> <p><u>又は挙手を</u></p> <p><u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由</u></p> <p><u>2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</u></p> <p><u>又は挙手</u></p> <p><u>起立又は挙手をさせ、起立者又は挙手者</u> <u>又は挙手者</u></p>

<p>第126条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。委員長は、異議がないと認めるときは、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、起立_____の方法で表決を採らなければならない。</p> <p>(第128条) (請願書の記載事項等)</p> <p>第128条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、<u>請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）</u>を記載し、<u>請願者が押印をしなければならない。</u></p> <p><u>2</u> 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。</p> <p><u>3</u> (略)</p>	<p>又は挙手</p> <p>及び請願者の住所を記載し、 請願者が署名又は記名押印</p> <p><u>2</u> 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、<u>法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。</u></p> <p><u>3</u> <u>前2項の請願</u></p> <p><u>4</u></p> <p><u>5</u> <u>請願者が請願書（会議の議題となったものを除く。）を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。</u></p>
---	---